

議案第 34 号

専決処分につき承認を求めることについて

生駒市税条例の一部を改正する条例を定めることについては、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成19年3月31日別紙のとおり処分したから、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成19年5月14日提出

生駒市長 山下 真

専第 2 号

専 決 処 分 書

生駒市税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）  
第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成19年3月31日

生駒市長 山下 真

生駒市税条例の一部を改正する条例

生駒市税条例（昭和50年12月生駒市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第103条中「3,064円」を「3,298円」に改める。

附則第12条の2第5項第2号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第22項」に改め、同条第6項中「附則第12条第25項」を「附則第12条第24項」に改め、同条に次の1項を加える。

7 法附則第16条第11項の高齢者等居住改修住宅又は同条第12項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第11項に規定する改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第7項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の  
床面積

- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 令附則第 12 条第 28 項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別
- (5) 改修工事が完了した年月日
- (6) 改修工事に要した費用並びに令附則第 12 条第 29 項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費
- (7) 改修工事が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出できなかった理由

附則第 13 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(平成 19 年度又は平成 20 年度における鉄軌道用地の価格の特例)

第 13 条の 2 の 2 法附則第 17 条の 3 第 1 項に規定する鉄軌道用地に対して課する平成 19 年度分の固定資産税の課税標準は、第 68 条第 2 項又は第 4 項の規定にかかわらず、当該鉄軌道用地に沿接する土地又は付近の土地に係る平成 18 年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格に比準する価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第 17 条の 3 第 7 項に規定する特例土地に対して課する平成 20 年度分の固定資産税の課税標準は、第 68 条第 3 項又は第 5 項の規定にかかわらず、当該特例土地に係る平成 19 年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。ただし、特例土地について平成 20 年度に係る固定資産税の賦課期日において地目の変換その他これに類する特別の事情があるため、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入したため、平成 19 年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格によることが不相当であるか又は市内を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市長が認める場合においては、当該特例土地に対して課する平成 20 年度分の固定資産税の課税標準は、当該特例土地に類似する土地に係る平成 19 年

度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格に比準する価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。

附則第17条の2第1項を削り、同条第2項中「平成18年7月1日以後に売渡し等が行われた」及び「及び前項」を削り、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の生駒市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成19年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成18年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。